

令和4年度 第一種電気工事士筆記試験の新型コロナウイルス  
感染症拡大防止のための代替措置

令和4年9月20日 掲載  
一般財団法人電気技術者試験センター

令和4年10月2日に行われる第一種電気工事士筆記試験において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、次の代替措置を講じることとする。

1. 対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患している方、かつ、療養期間がご自身の試験日を超えている方
- (2) 濃厚接触者（保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた方又は保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された方）、かつ、療養期間がご自身の試験日を超えている方

2. 代替措置内容

申請内容を審査した後、以下の措置を講じます。

令和5年度第一種電気工事士試験への受験手数料の振替

※受験手数料免除証明書（次回申込時に申請書となる書類）を送付いたします。

3. 申請方法

上記、対象者に該当する方は、**試験日当日の10時00分まで**に当センターメールアドレス（[ginou@shiken.or.jp](mailto:ginou@shiken.or.jp)）に、下記事項を記入の上、送信ください。（送信されるメールは、ご登録のメールアドレスでお願いいたします。）

- ・氏名
- ・生年月日
- ・受験番号
- ・療養期間
- ・日中連絡が取れる電話番号
- ・診断（濃厚接触者を含む）を受けた医療機関名、保健所名
- ・「代替措置希望」（検索キーとなります）

また、件名は、「コロナ代替措置希望」と入力し、送付ください。

なお、診断書等の証明書類を提出いただく場合があります。